


えひめ仕事と家庭の両立応援企業紹介シート

作成日：令和 2年 4月 27日

企業名	芙蓉海運株式会社		
所在地	新居浜市西原町 2 丁目 5 番 33 号		
業 種	運輸業		
主な事業内容	海運業・運輸業		
常時雇用労働者数	12名	うち男性 6名 女性 6名	
電話番号	0897-34-6611	F A X 番号	0897-32-7879
ホームページ	<a href="http://fuyoh.co.jp">http://fuyoh.co.jp</a>		
認証種別・認証番号	<input checked="" type="checkbox"/> えひめ仕事と家庭の両立応援企業（第 162号） <input type="checkbox"/> えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業（第 号）		
一般事業主 行動計画 （次世代法）	計画期間	令和元年 12 月 1 日～令和 6 年 11 月 30 日	
	内 容	(1) 育児休業の取得を希望する男性社員について、その円滑な取得を促進するため部署ごとにフォロー・応援体制づくりを行う。 (2) 柔軟な働き方を実現するため、在宅勤務制度（テレワーク）を導入することを検討し、制度を利用することにより社員に働きやすい職場を提供する。	
代表者 メッセージ	<b>仕事と育児の両立支援</b>		
	従業員の育児休業を取得できる環境をつくり、取得実績の向上を目指すとともに、子育て支援の取り組みを推進する。		
	<b>仕事と介護の両立支援</b>		
自社の取組 P R	今後親の介護を担う世代も多いことから、サポート体制の強化を行うことで、介護休業・介護短時間勤務制度を気兼ねなく利用しやすい職場づくりを目指します。		
	○育児休業中、介護休業中の給与支給 育児休業中、介護休業中も国の給付と合わせて約 8 割になるように給与を支給することで、経済面でも従業員を支えます。（介護休業は 93 日目までが支給対象） ○育児短時間勤務等の対象者を、小学校 3 年生以下の子を養育する従業員に拡充 「育児短時間勤務」「育児のための時差出勤制度」「育児のための時間外労働または所定外労働の制限」「育児のための深夜業の制限」の対象となる従業員を、小学校 3 年生以下の子を養育する従業員としています。		
	○子の看護休暇、介護休暇の取得を、雇用期間にかかわらず取得可能 雇用期間が 6 カ月に満たない従業員も、子の看護休暇、介護休暇が取得できます。		